

- 初診外来受付時間…… [7:45～11:00]
自動受付機は、6:30からご利用いただけます。
- 自動精算機稼働時間… [7:00～20:00]
- 駐車場巡回バス……… [8:30～14:00]

初診時・再診時「選定療養費」について

—当院は、「地域医療支援病院」です—

国の方針により、患者さんが地域医療支援病院に紹介状を持たずに初診で受診される場合、または病状が安定しても引き続き外来受診される場合には、選定療養費（自己負担）のお支払いが義務付けられております。当院では以下の選定療養費をお支払いいただいております。

（金額：税込）

初診時選定療養費

（旭市民の産婦人科受診は除く）

紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合に、保険診療分とは別にご負担いただく費用

7,700円

再診時選定療養費

病状が安定し、当院よりかかりつけ医への紹介を申し出ても、引き続き当院受診を希望される場合に、保険診療分とは別にご負担いただく費用

3,300円

※当院へ通院中であっても、新たに他の診療科を受診される際は、他の医療機関からの紹介状または当院担当医からの院内紹介がない場合、初診時選定療養費をご負担いただきます。

▼初診とは

1. 当院を初めて受診する方
 2. 以前に当院で受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院される方
 3. 前回、当院で任意に診療を中止し、改めて受診される方
- ※平日（8:00～17:59）に救急外来に受診される場合も、初診時選定療養費をご負担いただく場合があります。

▼初診であっても初診時選定療養費をご負担いただく必要のない方

1. 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
2. 緊急の場合（救急車で搬送など）
3. 当院で受診中の診療科から、他の診療科を院内紹介された方
4. 各種公費負担制度の受給者である方
（乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は除く）

基本理念

すべては患者さんのために

私たちは地域の皆さまの健康を守るために、常に研鑽に努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供します。



地方独立行政法人

総合病院 国保旭中央病院



www.hospital.asahi.chiba.jp

〒289-2511 千葉県旭市イの1326 TEL.0479-63-8111 (代) FAX.0479-63-8580

面会制限のお知らせ

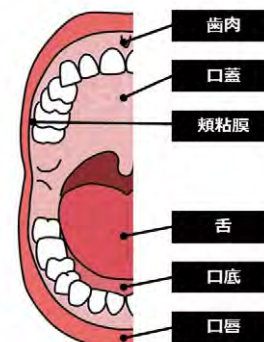
感染防止のため、
面会（お見舞い）はできません。

家庭で役立つ 健康 豆知識

口の中にも、がんはあります。 ～口腔がんについて～

1. あまり知られていない口腔がん

全身のがんのうちの口腔がんは約2%といわれています。「口の中にも“がん”ってあるんですか？」以前はよく聞かれたフレーズでしたが、最近は、テレビの健康番組で口腔がんの特番が組まれたり、某タレントの舌がんの告白が報じられたりなど、情報が浸透し、診察や検査を希望される方が増えてきています。しかしながら、実際に受診される方は、常に健康に気遣っている方が多く、口腔がんが見つかることはあまりありません。本当に心配なのは、口の中に関心がなく、特集を見ることがなく、このインフォメーションの文章に目を通すことがない方です。お知り合いに思い当たる方がいたら、お声かけいただけると幸いです。



●口腔がんができる主な部位

2. 治らない口内炎は要注意。

幸い口の中は、おなかの中と違い、目で見てわかりますので、口の中を観察する習慣をつけましょう。口の中の粘膜は1～2週間で新しい粘膜に置き換わります（ターンオーバー）。つまり、口内炎なら2週間あれば治ります。1か月も治らない口内炎は、口内炎じゃないかもしれません。現在、口腔がんは、しっかり範囲を把握し、取り切れば、“治る病気”とされています。小さい内であれば治療も大掛かりにならずに済みます。農繁期で我慢してしまい、がんのステージを1つあげてしまったケースもあります。ただの口内炎と思っても恐れずに診察を受けましょう。本当に恐いのは、本当にがんだった場合ですから。

文責 歯科・歯科口腔外科 中田康一

かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう！

当院は、地域医療支援病院として「二人主治医制」を推進します

当院では、地域医療連携の取組みとして二人主治医制を推進しています。これは総合的な診療と専門的な診療をそれぞれ別の主治医が担うことで、二人の主治医が連携しながら患者さんの状態に最も適した医療を提供する、つまり患者さんを二人の医師が支える体制を言います。

初診で当院を受診する時は、原則としてかかりつけ医などからの紹介状をご用意ください。その場合「初診時選定療養費」の負担は必要ございません。また、病状が安定した患者さんは、かかりつけ医へ紹介させていただきます。かかりつけ医の紹介により再度当院を受診することもできます。

※ 接骨院、整骨院等からのお手紙は「紹介状」としてお取り扱いしておりません。